

悪臭防止法に基づく規制基準の設定

苫小牧市告示第 111 号

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 4 条 1 項の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の規制基準を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 30 日

苫小牧市長 岩 倉 博 文

1 法第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づく敷地の境界の地表における規制基準

規制物質		区域の区分	A 区域
アンモニア	ppm		1
メチルメルカプタン	ppm		0.002
硫化水素	ppm		0.02
硫化メチル	ppm		0.01
二硫化メチル	ppm		0.009
トリメチルアミン	ppm		0.005
アセトアルデヒド	ppm		0.05
プロピオンアルデヒド	ppm		0.05
ノルマルブチルアルデヒド	ppm		0.009
イソブチルアルデヒド	ppm		0.02
ノルマルバレルアルデヒド	ppm		0.009
イソバレルアルデヒド	ppm		0.003
イソブタノール	ppm		0.9
酢酸エチル	ppm		3
メチルイソブチルケトン	ppm		1
トルエン	ppm		10
スチレン	ppm		0.4
キシレン	ppm		1
プロピオン酸	ppm		0.03
ノルマル酪酸	ppm		0.001
ノルマル吉草酸	ppm		0.0009
イソ吉草酸	ppm		0.001

2 法第4条第1項第2号の規定に基づく煙突その他の気体排出口における規制基準

1 で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「環境省令」という。）第3条に定める方法により、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに算出して得た流量。

3 法第4条第1項第3号の規定に基づく排水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準

1 で定める規制基準を基礎として環境省令第4条に規定する方法により算出したメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの種類ごとの排水中の濃度の値。ただし、メチルメルカプタンは、環境省令第4条の規定により算出した排水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合は、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

備考

- 1 A区域とは、平成24年苫小牧市告示第110号により悪臭防止法に基づく規制地域として指定されたA区域をいう。
- 2 この表の右欄に掲げる値は、左欄に掲げる物質の種類ごとの大気中における含有率（単位 百万分率）とする。